

静岡市建設工事に係る総合評価方式制限付一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、静岡市が発注する建設工事に係る総合評価方式制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の10の2第1項及び第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札で参加者の資格を制限するものをいう。以下同じ。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 選定委員会 静岡市建設業者等選定委員会規程（平成15年静岡市訓令第28号。以下「規程」という。）に基づく静岡市建設業者等選定委員会をいう。
- (2) 発注工事 市が総合評価方式制限付一般競争入札により発注する建設工事をいう。
- (3) 技術提案 品質の向上、安全対策、交通・環境への影響の抑制、工期の縮減工期の縮減、担い手の確保及び育成等のため市長が必要と認める項目について入札参加者に求める提案をいう。
- (4) 技術提案型 総合評価方式制限付一般競争入札のうち技術的工夫の余地が大きい工事について技術提案を2項目求め、その提案に係る具体的な施工計画及び工事成績、工事实績等の技術力並びに価格を総合的に評価するものをいう。
- (5) 施工能力Ⅰ型及び施工能力Ⅱ型 総合評価方式制限付一般競争入札のうち技術的工夫の余地が小さい工事について工事成績、工事实績等の技術力並びに価格を総合的に評価するものをいう。

(対象工事等の選定)

第3条 市長は、総合評価方式制限付一般競争入札の対象工事及び入札の型（技術提案型、施工能力Ⅰ型及び施工能力Ⅱ型の別をいう。）を選定するに当たっては、設計金額及び発注工事の特性に応じて選定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、発注工事の規模及び特殊性等に応じて特に市長が必要と認めるときは、設計金額によらず選定することができる。

(入札参加者に必要な資格)

第4条 総合評価方式制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 自治令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 静岡市における建設工事競争入札参加資格の認定を受けていること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による営業停止の期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 発注工事の格付要件を満たす者であること。
- (6) 発注工事に格付要件を設けない場合にあつては、建設工事の請負契約及び建設業関連業務の委託契約に係る競争入札参加者に必要な資格を定めた告示（平成17年静岡市告示第43号。以下「資格告示」という。）第1の2（6）に規定する総合点が発注工事ごとに選定委員会が定める要件に該当していること。
- (7) 発注工事に対応した許可業種に係る主任技術者又は監理技術者を配置することができること。
- (8) 配置予定技術者の資格及び経験が適正であること。
- (9) 発注工事と同じ又は類似の工種について発注工事の半分程度の規模の建設工事の施工実績を有すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める要件を満たす者であること。

2 前項の規定にかかわらず、発注工事の特性に鑑み市長が適当と認める場合は、同項第9号に規定する施工実績に係る建設工事の規模を変更して同号の規定を適用し、又は同号の規定の適用を除外することができる。

（入札の対象者）

第4条の2 前条の規定にかかわらず、市長は、次に掲げる者を市が実施する入札に参加させないものとする。

- (1) 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有するもの
- (2) 静岡市入札参加停止等措置要綱（平成24年4月1日施行）に基づく入札参加停止の期間中である者

(技術力の評価)

第5条 市長は、総合評価方式制限付一般競争入札に当たっては、入札の型及び入札参加者に必要な資格等を勘案して、発注工事ごとに次に掲げる項目のうち必要なものに基づき、応札者の技術力を評価する。

- (1) 技術提案
- (2) 企業又は技術者の過去の工事成績
- (3) 企業又は技術者の過去の工事実績
- (4) 技術者が行った自己学習の実績
- (5) 災害協定に基づく活動実績
- (6) 安全教育等の取組状況
- (7) 市内企業の施工割合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 市長は、前項各号に掲げる項目ごとの評価に、次条に定める方法により価格その他の条件を加味し、市にとって最も有利な申込みを決定する基準（以下「落札者決定基準」という。）を選定委員会の審議に付した上で定めるものとする。

3 前項の場合において、技術提案型に係る落札者決定基準を定めるときは、自治令第167条の2第4項の規定に基づき、第12条の総合評価競争入札審査員のうち2人以上の意見を聴いた上で、選定委員会の審議に付するものとする。

(落札者の決定方法)

第6条 市長は、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち、落札者決定基準に基づき算定した点数の総和（以下「加算点」という。）に標準点数（技術提案等の内容が公告若しくは総合評価説明書に記載された標準案又は標準施工方法の水準以上である場合の点数を100点とする点数をいう。）を加え、入札価格で除して得られる数値（以下「評価値」という。）が最も高いものを落札者として決定する。

(入札の公告)

第7条 市長は、総合評価方式制限付一般競争入札を実施しようとするときは、自治令第167条の6、静岡市契約規則（平成15年静岡市規則第47号）第7条、地方公共団体の物品等又は

特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び静岡市の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成17年静岡市規則第87号）第3条の規定に基づき公告しなければならない事項のほか、次の事項について公告するものとする。

- (1) 総合評価方式制限付一般競争入札による旨
- (2) 総合評価方式制限付一般競争入札に参加するための要件
- (3) 落札者決定基準
- (4) 提示性能等の取扱いに関する事項
- (5) 提示性能等の担保に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
(技術提案型に係る入札参加申請及び落札決定)

第8条 技術提案型で行う入札に参加しようとする者は、前条の公告において指定された期日までに、入札参加資格確認申請書(様式第1号)及び技術提案書(様式第2号)その他必要な書類を提出するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する書類の提出を受けたときは加算点を算出し、その結果を選定委員会の審議に付した上で、技術提案の採否を決定する。
- 3 市長は、技術提案等の評価に当たっては、当該技術提案等の実現性及び有効性を確認し、必要があると認めるときは、当該技術提案をした入札参加者に対してヒアリングを実施するものとする。
- 4 市長は、第5条第3項の規定による意見の聴取に当たっては、技術提案の採否に当たり改めて審査員の意見を聴く必要があるかどうかについて併せて確認するものとし、必要があるとの意見があったときは、これによるものとする。
- 5 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、選定委員会の審議に付した上で、入札参加資格の有無を判定し、その結果を申請者に通知しなければならない。この場合において、入札参加資格を有しないと判定した旨を通知するときは、その理由を示すものとする。
- 6 前項後段の規定により示された理由については、当該申請者は、市長に対してその説明を求めることができる。

(施工能力Ⅰ型及び施工能力Ⅱ型に係る入札参加申請及び落札者の決定)

第9条 施工能力Ⅰ型又は施工能力Ⅱ型で行う入札に参加しようとする者は、第7条の公告に

において指定された期日までに、入札参加資格確認申請書及びその他必要な書類を提出するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する書類の提出を受けたときは、申請者の資格告示に基づく格付等級が当該工事に選定委員会が指定する等級等に該当しているか確認するものとし、その結果を申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により当該等級等に該当しない旨の通知を受けた申請者は、市長に対してその理由の説明を求めることができる。
- 4 市長は、第1項の規定により提出された入札参加資格確認申請書等に基づき算定した加算点及び入札価格から第6条の規定により評価値を算定し、最も高い評価値の者を落札候補者とする。
- 5 落札候補者は、第7条の規定による公告で定める期日までに前項の加算点の基礎となる工事実績等に誤りが無いことを確認する書類を提出するものとする。
- 6 市長は、前項の規定による書類の提出を受けたときは、選定委員会の審議に付した上で、当該落札候補者の加算点を確認し、落札候補者が入札参加資格を有することを確認したときは落札決定を行うものとし、その結果を申請者に通知しなければならない。
- 7 市長は、前項の規定による確認の結果、落札候補者が入札参加資格を有しないことを確認したときは、次順位者の加算点について確認を行うものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 8 第1項及び第2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認める場合は、開札の前に、入札参加資格確認申請書等について選定委員会に審議を行わせることができる。

(技術提案等の取扱い)

第10条 第8条第1項及び前条第1項の規定により提出のあった技術提案等はその採否にかかわらず、公表しない。

- 2 市長は、技術提案等の内容が広く一般的に使用されることとなった場合は、工業所有権等の排他的権利が設定されているものを除き、これを使用することができる。

(技術提案等の担保)

第11条 市長は、落札者となった者がその者の責により技術提案等の内容に従った施工をしなかった場合には、次に定める措置を講じるものとする。

- (1) 技術提案型で行う入札で提出された技術提案が達成されなかったときは、落札者に対し、

期間を指定して違約金を請求する。

(2) 静岡市請負工事成績評定要領に規定する工事成績評定において、評価を減じる。

(総合評価競争入札審査員)

第12条 市長は、総合評価方式制限付一般競争入札に関し専門的な意見を聴取するため、総合評価競争入札審査員を置く。

2 審査員は、2人以上とする。

3 審査員は、建設工事、契約等に関し学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(設計図書の配付)

第13条 設計書、仕様書、図面等の設計図書は、市長が指定するウェブサイトを通じて無償で配付するものとする。ただし、これにより難しい場合は、市長が指定する場所において販売することができる。

(契約約款等の閲覧)

第14条 契約約款、入札心得及び質問に対する回答書は、市長が指定する場所において、市長が定めるところにより閲覧に供する。

(入札保証金)

第15条 総合評価方式制限付一般競争入札に係る入札保証金は、静岡市契約規則（平成15年静岡市規則第47号）第14条ただし書の規定に基づき、免除する。

(入札延期の場合の措置)

第16条 市長は、入札心得の規定に基づき総合評価方式制限付一般競争の入札日時を延期する場合においては、公告その他市長が適当と認める方法により周知するものとする。

(資格確認後の営業停止等に係る入札の効力)

第17条 落札候補者が落札決定されるまでの間並びに第8条第5項及び第9条第8項の規定により総合評価方式制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者が、当該確認を受けた時から落札者を決定する時までの間に建設業法に基づく営業停止の処分等を受け、第4条に規定する入札参加者に必要な資格を失った場合は、その者の行った当該入札は、入札に参加する資格のない者が行う入札とみなして、無効の取扱いとする。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、総合評価方式制限付一般競争入札の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(旧要領の廃止)

- 2 静岡市総合評価競争入札試行要領（平成18年5月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

入札参加資格確認申請書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

所在地又は住所

申請者 商号又は名称

代表者職氏名

電話番号 — —

（担当者名 ）

下記の建設工事に係る入札に参加する資格について確認されたく申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4に規定する者でないこと、暴力団員等、暴力団員の配偶者及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないことを誓約します。

記

- 1 入札番号 第 号
- 2 建設工事名
- 3 参加資格 公告及び入札説明書のとおり。

【注意】

- 1 公告に定める提出期限までに入札参加資格確認申請書類を提出してください。
なお、提出できない場合又は入札参加要件を満たしていない場合は、入札に参加できません。
- 2 当該入札参加資格確認申請書に関し虚偽が発覚した場合は、入札参加停止や契約解除等の必要な措置を行うこともありますのでご承知ください。
- 3 入札の際には、主任技術者等を適正に配置することが可能であるか確認してください。
特に、他工事との重複には十分留意してください。

技術提案書

入札参加者名

--

技術提案	
①	
②	
③	
④	
⑤	

【作成方法、注意事項等】

(1) 技術提案書の作成

ア 本様式により A4 サイズ 2 ページ以内に、簡潔かつ要領よく記述することとする。
また、説明資料を添付する場合は、技術提案内容の根拠等が的確に把握できる範囲とし極力少なくすること（1 提案あたり A4 サイズ 1 ページ程度、合計で 5 ページ以内）。

イ 次に掲げる内容のいずれかに該当した場合には、入札参加を認めない。

- ① 技術提案書に記載が無い場合

- ② 発注者が設定している標準案を転記しただけの場合
- ③ 発注者が設定している標準案を満たさない提案等で技術提案が不採用であった場合

(2) その他

- ア 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された技術提案書は返却しない。
- ウ 他機関及び他工事との調整が必要となるものは原則認めない。
- エ 具体的な根拠を伴い、担保・確認ができるものとする。なお、次に掲げるような内容については、評価しない。
 - ① 内容が抽象的なもの
 - ② 表現が曖昧なもの
 - ③ 実行の有無が確認できないもの
- オ 技術提案書の内容についてのヒアリングは原則として行わない、なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。
- カ 技術提案書に記載された内容を認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではない。
- キ 技術提案書に記載された内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合、発注者は無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。なお、発注者は、提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。